

医療法人の附帯業務について

(平成7年6月12日)

(指第30号の2)

(東京都衛生局医療計画部長あて厚生省健康政策局指導課長回答)

照会

標記について、下記のとおり疑義があるので御教示下さるよう、お願いいたします。

記

1 照会内容 医療法人の附帯業務

医療法人が「ホームヘルパー養成研修事業の実施について(平成3年6月27日付け老福第153号・社更第132号・児発第591号通知)」に定められた実施要綱に則って行われるホームヘルパー養成研修事業の受託及びホームヘルパー養成研修事業としての指定を受けることについては、医療法第42条第7号の「その他保健衛生に関する業務」に含まれると解してよいか。

回答

平成7年6月1日付7衛医医第253号をもって照会のあった標記については、貴見のとおりである。

なお、定款(寄附行為)への記載については、下記のとおりとなるので参考にされたい。

おって、この件については、老人保健福祉局老人福祉計画課と協議済であることを念のため申し添える。

記

定款(寄附行為)の記載例

1 当該事業を受託した場合

東京都の委託を受けて実施するホームヘルパー養成研修事業

2 当該事業の指定を受けた場合

東京都の指定を受けて実施するホームヘルパー養成研修事業